

秋 田 市 公 報

あきた

第1195号

令和6年06月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	情報統計課（第21号）	5
福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第22号）	6
秋田市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則	障がい福祉課（第23号）	7
秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	子ども育成課（第24号）	8
秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	環境保全課（第25号）	9
秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第26号）	10
秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課（第27号）	11

告示

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第153号）	12
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第154号）	13
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第155号）	14
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第156号）	16
令和5年度第8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第157号）	17
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第158号）	18
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第159号）	19
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第160号）	20
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第161号）	21
特定計量器定期検査手数料の公金事務の委託について	市民相談センター（第162号）	22

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第163号)	23
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和6年 賦課年度令和5年)の公示送達について	国保年金課(第164号)	24
後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書(令和5年度相当分)および後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書(令和5年度相当分)の公示送達について	後期高齢医療課(第165号)	25
秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について	千秋美術館(第166号)	26
秋田県知事の令和6年度地籍調査事業計画の決定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室(第167号)	27
指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課(第168号)	28
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第169号)	29
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第170号)	30
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第171号)	31
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第172号)	32
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第173号)	33
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第174号)	34
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第175号)	35
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課(第176号)	36
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課(第177号)	37
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課(第178号)	38
秋田市職員録の販売に係る収入金の徴収事務の委託について	人事課(第179号)	40
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について	保護第一課(第180号)	41
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第181号)	42
平成24年2月14日付けの秋田市告示第22号の訂正について	生活総務課(第182号)	43
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第183号)	44
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第184号)	45
秋田市議会定例会の招集について	総務課(第185号)	46
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第186号)	47
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第187号)	48
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第188号)	49

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第9号）	50
-----------------	---------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第6号）	51
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第7号）	52
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第8号）	54
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第9号）	56
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第10号）	58

監査委告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について	監査委員事務局（第1号）	60
--	--------------	----

上下水道局告示

指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第14号）	61
指定給水装置工事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第15号）	62
指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第16号）	63
指定給水装置工事業者の指定について	上下水道局給排水課（第17号）	64

消防本部告示

指定催しの指定について	消防本部予防課（第3号）	65
-------------	--------------	----

公告

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧について	農業農村振興課	66
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	68
農用地利用集積計画の一部取消しについて	農業農村振興課	69
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	70
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	71
地域農業経営基盤強化促進計画の策定について	農業農村振興課	72

上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について 上下水道局下水道整備課 74

受益者分担金の賦課対象区域について 上下水道局下水道整備課 75

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和6年秋田市条例第10号）の施行期日は、令和6年5月27日とする。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第9号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則
次に掲げる規則の規定中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11
第2項」に改める。

- (1) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）第7条の3の表第1号ア
- (2) 秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）第7条の表第1号ア
- (3) 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）第3条第1項の表第1号ア
- (4) 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）第4条の表第1号ア

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の表第29号中「第28条の19第1項」を「第28条の21第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公害防止条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の附表第 1 中「六価クロム0.5ミリグラム」を「六価クロム0.2ミリグラム」に改め、別表第 3 の附表第 2 中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき3,000個」を「1ミリリットルにつき800コロニー形成単位」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の附表第 2 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第26条第 3 項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和6年5月7日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
医療法人 杏仁会	特定施設サー ビス付き高齢 者向け住宅ひ かり	秋田市桜一丁 目9番13号	令和6年5月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
株式会社 トワ・プ ール	介護支援セン ターあるく	秋田市保戸野 千代田町13番 1号 セレク トビル2階	令和6年5月1日	居宅介護支 援
社会医療 法人明和 会	中通ケアプラ ンセンター	秋田市中通五 丁目9番22号	令和6年5月1日	介護予防支 援

秋田市告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年5月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
30	マリン薬局	秋田市土崎港相染町 字大谷地36番地38	有限会社リースリング 代表取締役 山 崎 美保子	令和6年 4月26日

秋田市告示第155号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年5月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年4月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年5月9日から同年11月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第156号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第157号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度第8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
左手子報徳会
- 2 認可年月日
平成23年5月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐々木 澄 夫
秋田市雄和左手子字清水下54番地
変更後 佐々木 善 衛
秋田市雄和左手子字上野287番地1
- 4 変更年月日
令和6年4月6日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
瑞穂町内会
- 2 認可年月日
平成8年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 加 藤 富士子
秋田市仁井田栄町13番1号
変更後 佐 藤 淳
秋田市仁井田栄町12番36号
- 4 変更年月日
令和6年4月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八柳新町町内会
- 2 認可年月日
平成11年4月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 哲 郎
秋田市外旭川八柳二丁目9番3号
変更後 森 川 行 樹
秋田市外旭川八柳二丁目6番27号
- 4 変更年月日
令和6年4月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
旭町町内会
- 2 認可年月日
平成9年8月8日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 石 川 繁
秋田市金足追分字海老穴224番地32
変更後 船 木 喜 夫
秋田市金足小泉字瀧向17番地7
- 4 変更年月日
令和6年4月14日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次の者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人 秋田県計量協会
会長 森 洋
- 2 委託した公金事務に係る歳入
特定計量器定期検査手数料
- 3 指定日および契約日
令和6年4月26日

秋田市告示第163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年5月13日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
272	調剤薬局ツルハドラ ッグ秋田手形店	秋田市手形字山崎 92番地33	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和6年 6月1日

秋田市告示第164号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年5月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第165号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書（令和5年度相当分）

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書（令和5年度相当分）

秋田市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月15日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田市山王臨海町1番1号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 佐 川 博 之

秋田市告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和6年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和6年5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として事業計画が決定された年月日
令和6年5月8日
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字広面の一部
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
- 4 調査期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、第115条の30の規定により告示する。

令和6年5月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉法 人秋田けや き会	秋田けやき 会居宅介護 支援事業所	秋田市御所野 下堤五丁目1 番5号	令和6年5月15日	介護予防支 援
特定非営利 活動法人き らら	N P O きら ら居宅介護 支援事業所	秋田市大町二 丁目5番1号 きららアー バンパレス1 階	令和6年5月15日	介護予防支 援

秋田市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田新田三丁目町内会
- 2 認可年月日
平成9年11月14日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 川 合 俊 昭
秋田市仁井田新田三丁目13番9号
変更後 田 口 フサ子
秋田市仁井田新田三丁目12番18号
- 4 変更年月日
令和4年4月3日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田新田三丁目町内会
- 2 認可年月日
平成9年11月14日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 田 口 フサ子
秋田市仁井田新田三丁目12番18号
変更後 伊 藤 徹
秋田市仁井田新田三丁目2番7号
- 4 変更年月日
令和6年4月7日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
はらいずみ町内会
- 2 認可年月日
平成11年5月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 皆 川 隆
秋田市保戸野原の町10番14号
変更後 佐 藤 忠 喜
秋田市保戸野原の町12番31号
- 4 変更年月日
令和6年4月20日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年5月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
179	みんなの薬局 山王	秋田市山王中園町 3番3号	株式会社サノ・ ファーマシー 代表取締役 佐野元彦	令和6年 4月30日

秋田市告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年5月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
24	中通薬局	秋田市中通六丁目1番24号	荒川 豊	令和6年 4月20日

秋田市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市御所野元町四丁目町内会
- 2 認可年月日
平成4年3月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐々木 良 治
秋田市御所野元町四丁目13番46号
変更後 平 糠 利 則
秋田市御所野元町四丁目9番13号
- 4 変更年月日
令和6年4月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
茨島七丁目町内会
- 2 認可年月日
平成12年1月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 志 賀 陸 郎
秋田市茨島七丁目12番24号
変更後 鈴 木 繁 康
秋田市茨島七丁目10番23号
- 4 変更年月日
令和6年4月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第176号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和6年5月23日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
小棚木 均	秋田赤十字病院	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	令和6年3月31日 退職のため

秋田市告示第177号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和6年5月23日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
高 橋 徹	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため
天 水 宏 和	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため
藤 橋 敬 英	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	心臓機能障害	令和6年4月1日 県外勤務のため

秋田市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年5月23日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
きらら居宅介護支援事業所	秋田市川元開和町1番35号 東和ビル1階	令和6年4月1日
さくらデイサービス	秋田市横森四丁目9番36号	令和6年4月1日
本道の街デイサービスセンター	秋田市柳田字川崎138番地	令和6年4月1日
赤とんぼ居宅介護支援事業所	秋田市仁井田本町六丁目2番8号 レジデンス関B棟102号	令和6年4月1日
ふれ愛の里居宅介護支援センター	秋田市豊岩小山字中山216番地27	令和6年4月1日
リンデンバウムいずみケアプランセンター	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和6年4月1日
訪問看護ステーションぴーす	秋田市桜二丁目26番19号 桜テナントB号	令和6年4月1日
三楽園居宅介護支援事業所	秋田市飯島字堀川84番地20	令和6年4月1日

みるくていーケアプラン センター	秋田市大住南二丁目 8 番19号	令和 6 年 4 月 1 日
ケアプランよこもり	秋田市横森一丁目20番30号	令和 6 年 4 月 1 日
秋田在宅介護株式会社	秋田市横森一丁目20番30号	令和 6 年 4 月 1 日

秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
秋田市職員録の販売に係る収入金の徴収事務を次のとおり委託したので、
同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所
ローソン秋田市役所支店
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 取り扱う歳入
秋田市職員録販売代金
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和6年5月24日
- 4 委託期間
令和6年6月1日から令和7年2月28日まで

秋田市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
なごみ調剤薬局 城東店	秋田市広面字鍋沼35番地	令和6年4月1日
矢野薬局	秋田市泉中央五丁目18番12号	令和6年4月1日

秋田市告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
41	有限会社と ざわ薬局	秋田市横森五丁目20番23号	有限会社とざわ薬局 代表取締役 戸 澤 典 子	令和4年 9月12日

秋田市告示第182号

平成24年2月14日付けの地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づく秋田市告示第22号を次のとおり訂正する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

3 変更があった事項およびその内容の項中

「主たる事務所の所在地

変更前 秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

変更後 秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地

代表者の氏名および住所 を

変更前 佐々木 一 範

秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3

変更後 加 藤 敏

秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地 」

「代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 一 範

秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3 に訂正する。

変更後 加 藤 敏

秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地 」

秋田市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸賀沢自治会
- 2 認可年月日
平成5年8月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 珍 田 澄 夫
秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地
変更後 石 井 敬 一
秋田市雄和戸賀沢字御江田102番地1
- 4 変更年月日
令和6年1月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年5月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
下黒瀬振興会
- 2 認可年月日
平成23年5月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 三 男
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2
変更後 池 田 政 広
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷187番地
- 4 変更年月日
令和6年4月19日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第185号

令和6年6月6日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和6年5月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
273	池田薬局新屋おきた町店	秋田市新屋沖田町 6番1号	株式会社池田薬局 代表取締役 池 田 壮 亮	令和6年 6月1日

秋田市告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
57	新屋透析泌尿器科 クリニック	秋田市新屋沖田町 6番3号	松 田 芳 教	令和6年 6月1日

秋田市告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
274	青山薬局中通店	秋田市中通六丁目 1番24号	株式会社トップオブ ビュー 代表取締役 加賀谷 誠	令和6年 6月1日

秋田市教委告示第9号

令和6年5月23日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年5月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

秋田市農委告示第6号

令和6年5月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年5月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画の取消しに関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和6年度第2号計画）に関する件

秋田市農委告示第7号

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画（省略）と併せて告示する。

令和6年5月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
下新城岩城 字天池187 番	田	509	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—
下新城岩城 字天池188 番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—
下新城岩城 字天池189 番	田	495	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市農委告示第8号

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画（省略）と併せて告示する。

令和6年5月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
下新城岩城 字明通59番	田	509	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市農委告示第9号

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画（省略）と併せて告示する。

令和6年5月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
下新城岩城 字大沢118 番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—
下新城岩城 字大沢119 番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集

積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市農委告示第10号

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画（省略）と併せて告示する。

令和6年5月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
下新城岩城 字金光畑27 7番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—
下新城岩城 字鳥越184 番	田	1,021	使用貸 借権	水田	公告の 翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公 社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集

積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの告示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和6年5月31日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 安井誠悦

秋田市監査委員 三浦清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
高橋和典
山形県山形市城西町五丁目12番32号
櫻井康博
宮城県仙台市泉区上谷刈一丁目2番30-401号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第14号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和6年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
イトウ管工有限 会社	伊 藤 正 博	秋田市金足下刈字 林中51番地	令和6年5月1日

秋田市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和6年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
イトウ管工有限 会社	伊 藤 正 博	秋田市金足下刈字 林中51番地	令和6年5月1日

秋田市上下水道局告示第16号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
イトウ管工	伊 藤 正 博	秋田市金足下刈字 林中51番地	令和6年5月22日

秋田市上下水道局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
イトウ管工	伊 藤 正 博	秋田市金足下刈字 林中51番地	令和6年5月22日

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年5月10日

秋田市消防長 渡 辺 邦 博

記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第37回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和6年8月11日(日) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月16日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 金足西部地区地域計画（案）
- (2) 金足東部地区地域計画（案）
- (3) 飯島北部地区地域計画（案）
- (4) 四ツ小屋南地区地域計画（案）
- (5) 四ツ小屋北地区地域計画（案）
- (6) 仁井田地区地域計画（案）
- (7) 御野場地区地域計画（案）
- (8) 戸島地区地域計画（案）
- (9) 小平岱地区地域計画（案）
- (10) 高野三郡野地区地域計画（案）
- (11) 下黒瀬地区地域計画（案）

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧期間

令和6年5月16日から同月29日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

5 意見の申立て

各地域計画の案に対する意見については、「地域計画（案）についての意見書」を記載の上、秋田市産業振興部農業農村振興課に提出する。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとする。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年5月1日付け秋田市指令第3959号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年5月20日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市上北手百崎字内山11番6、11番9および上北手荒巻字堺切1番
7

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田県横手市赤坂字伏山287番地12 ホワイトエンジェル2-2

小武海 隆 仁

秋田県横手市赤坂字伏山287番地12 ホワイトエンジェル2-2

小武海 華 奈

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、令和5年4月25日付け秋田市公告で定めた農用地利用集積計画（令和5年度第1号計画）の一部を取り消したので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書（令和5年度第1号計画）の一部

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年5月27日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 金足西部地区地域計画
- (2) 金足東部地区地域計画
- (3) 飯島北部地区地域計画
- (4) 四ツ小屋南地区地域計画
- (5) 四ツ小屋北地区地域計画
- (6) 仁井田地区地域計画
- (7) 御野場地区地域計画
- (8) 戸島地区地域計画
- (9) 小平岱地区地域計画
- (10) 高野三郡野地区地域計画
- (11) 下黒瀬地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）を除く。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和6年5月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉 木 伸 弥
- 2 道路位置指定箇所
秋田市将軍野東三丁目150番63
- 3 道路幅員 6.00メートル
- 4 道路延長 21.04メートル
- 5 指定年月日および番号
令和6年5月31日 第1号

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

川尻町字大川反、川尻町字中島、川尻若葉町、手形字中谷地、手形字西谷地、手形字十七流、金足小泉字潟向、土崎港北五丁目、土崎港北一丁目、寺内兎桜一丁目、茨島四丁目および浜田字元中村（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

賦課対象区域

太平八田字和岱（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）